

令和3年度第2回政策委員会 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見

※主な意見を取りまとめたもので、いただいた意見を全て掲載しておりません。

番号	ご意見の概要	該当調査票	ご意見についての考え方
1	抽出母体の人数を含んで提示するべきではないか。	全般	ご意見を踏まえ、資料1の5 調査対象者等(案)に各調査票の抽出母体の人数を掲載しております。
2	割合が障害によってばらつきがあるため、修正するべきではないか。	全般	ご意見を踏まえ、調査票ごとにばらつきがあった抽出割合を、資料1の5 調査対象者等(案)のとおり均等化します。
3	精神障害者の配布数が少ないため、修正するべきではないか。	精神障害	なお、今後の手帳所持者数の変動によって、配布数を変更する可能性があります。
4	高齢化で偏りが発生する可能性があるため、年齢別に抽出をしてはどうか。	全般	抽出母体全体から無作為抽出を行う場合も、年齢や障害別に抽出を行う場合も、抽出した対象者の分布結果は同様になると考えられるため、年齢分布については、前回同様に無作為抽出とします。ただし、障害種別や年齢等を考慮した結果集計、分析を行います。
5	障害種別ごとに抽出をしてはどうか。	身体障害	抽出母体全体から無作為抽出を行う場合も、年齢や障害別に抽出を行う場合も、抽出した対象者の分布結果は同様になると考えられるため、障害種別については、前回同様に無作為抽出とします。
6	市民会議や団体、委員に調査票を配布してはどうか。	全般	無作為抽出を前提とした調査のため、実施は見送ります。ただし、手帳未取得者が多いと見込まれる発達障害については、例外として団体を通じて配布を行います。また、無作為抽出で対象とならなかった希望者の回答については、無作為抽出者の回答と混在させることはありません。
7	医療的ケア児の扱いについて質問項目で拾うべきではないか。	身体障害	現行の福祉システムには、医療的ケアの有無についてのデータがなく、抽出が困難です。そのため、医療的ケアに関する調査項目を、関連性の高い調査票A(身体障害)、調査票B(知的障害)、調査票F(難病患者)へ追加いたします。
8	精神障害者、難病患者は手帳との重複を加味しているのかわからない。	身体障害 精神障害	複数の障害者手帳を所持している方へ、複数の調査票を送付することはありません。複数の手帳を所持している方が調査対象者となった場合は、いずれかの障害に関する調査票が届くこととなります。抽出方法については、資料1 5 調査対象者等(案)のとおり検討していますが、今後の検討課題とさせていただきます。
9	発達障害児の調査票はセンターで配付するのか。	発達障害	前回調査同様に団体への配布、療育センター利用者への配布を継続し、配布部数も前回同様とします。 第2回政策委員会で、新たに、精神保健福祉手帳所持者のうち、ICD-10が「F8 心理的発達の障害」の者を抽出し、調査票を配布する案をお示ししておりましたが、「F9 小児期及び青年期に通常発症する他の行動及び情緒の障害」の一部も該当することとなります。また、発達障害に伴う二次障害を主たる症状として手帳を取得される方もおり、対象者の特定が困難なことから、調査票B(知的障害)、調査票C(精神障害)へ新たに発達障害に関する設問を設けることで対応します。
10	障害者施設が増えてきているため、事業所種別ごとに配布数を検討してはどうか。	事業所	ご意見を踏まえ、配布数を検討します。
11	高次脳機能障害を切り分けて調査してはどうか。	その他	現行の福祉システムには、高次脳機能障害の有無についてのデータがなく、抽出ができません。 高次脳機能障害の方の場合、身体に障害を伴う場合が多いものと想定され、身体障害者手帳を取得した場合、精神保健福祉手帳を申請されないケースが多くあることが見込まれます。身体障害者手帳の障害区分から、高次脳機能障害者を抽出する場合、障害内容から「脳梗塞」、「クモ膜下出血」等で絞り込むことが想定されますが、障害内容に具体的なそれらの記載がない場合は抽出から漏れてしまう、または高次脳機能障害に該当しない方に対して、高次脳機能障害の調査票が届いてしまうことが想定されます。
12	高次脳機能障害の方の中には、手帳を取るに至らない当事者もいるため、考慮できる方法はないか。	その他	また、精神障害者保健福祉手帳では、高次脳機能障害者はICD-10の中分類である「F0 症状性を含む器質性精神障害」に含まれる、小分類「F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害」及び、「F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害」が該当します。しかし、福祉システムでは小分類についての情報がないため、抽出することができません。 団体や更生相談センターで把握している当事者への配付についても検討いたしましたが、直接依頼するには対象となる人数がアンケート全体から見れば少数でした。 以上のことから、前回調査同様に全ての調査票に高次脳機能障害に関する設問を設ける行うことで対応いたします。
13	視覚障害者の回答を促す手立てや、合理的配慮についてはどうなるか。	身体障害	前回調査と同様に、点字版、音声版の調査票を用意し、視覚障害者へのアンケート送付時に同封します。 また、調査開始にあたり、各区役所支援課窓口へ代読代筆支援の協力を依頼します。
14	生活のしづらさ調査で案内している合理的配慮について参考にするべきではないか。	その他	前回調査と同様に、点字版、音声版の調査票を用意し、視覚障害者へのアンケート送付時に同封します。 また、調査開始にあたり、各区役所支援課窓口へ代読代筆支援の協力を依頼します。 その他、生活のしづらさ調査を参考に検討します。